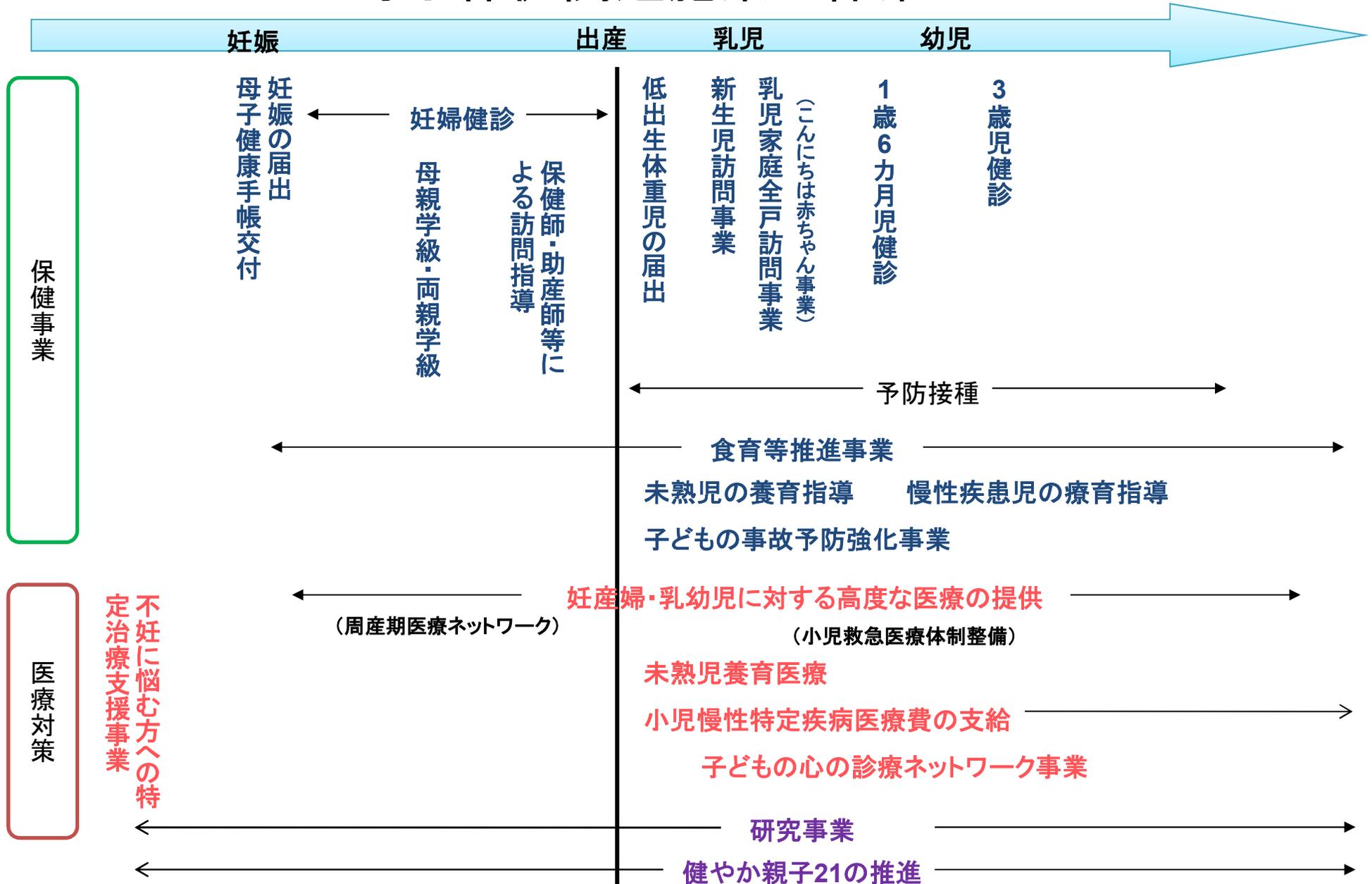


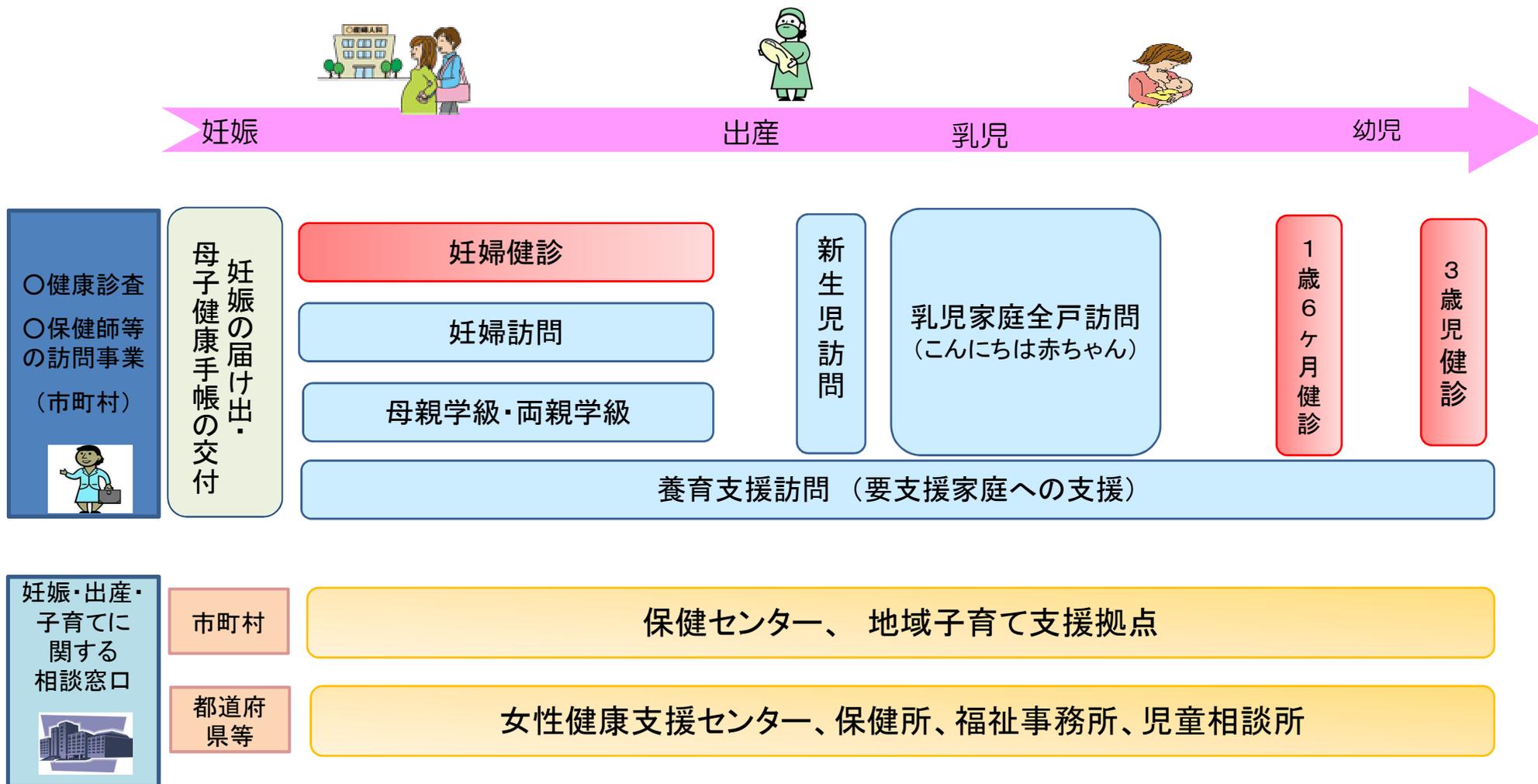
母子保健関連施策

平成27年9月2日

母子保健関連施策の体系



妊娠・出産等に係る支援体制の概要



※妊婦健診費用については、全市町村において14回分を公費助成。

また、出産費用については、医療保険から出産育児一時金として原則42万円を支給。

妊婦健康診査について



根 拠

- 母子保健法第13条(抄)
市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで :4週間に1回
- ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで :2週間に1回
- ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで :1週間に1回
(※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成25年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、全ての市区町村で実施

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることとした。

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根拠(母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 1,001,397人(94.9%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 1,009,368人(92.9%)



受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成25年度)による。

母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付(母子保健法第16条第1項)。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項(省令事項):**妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項(通知事項):**妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿革

| 年次 | 名称 | 内容 |
|--------|--------|---|
| 昭和17年～ | 妊産婦手帳 | 出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等 |
| 昭和23年～ | 母子手帳 | 乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加 |
| 昭和41年～ | 母子健康手帳 | 医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加(育児日誌的性格も付加) |
| 平成4年～ | 母子健康手帳 | 交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に |

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項(省令)及び任意記載事項(通知)の様式改正を行った。→平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

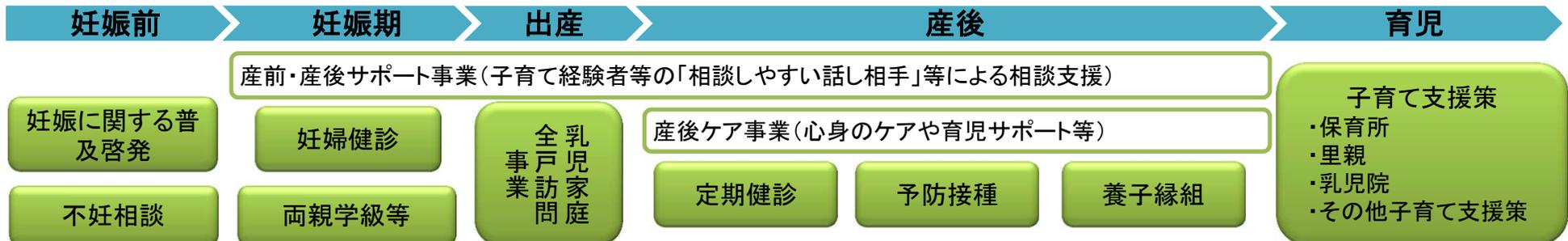
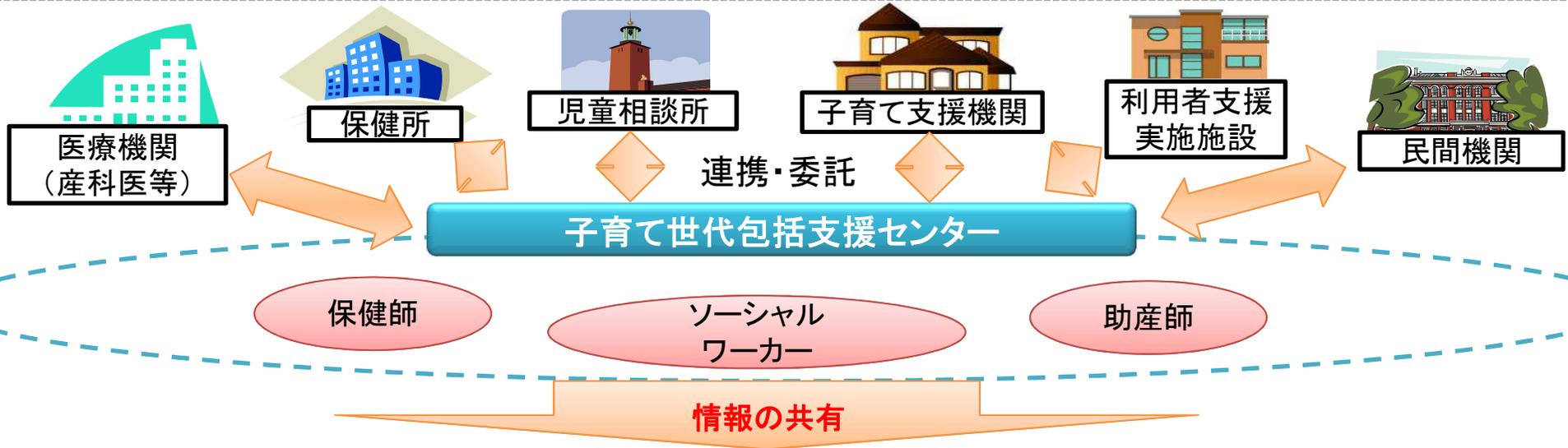
妊娠・出産包括支援事業の展開

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行う**ことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
 - **平成27年度実施市町村数(予定): 150市町村**

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行う**とともに、**全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**

地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施

妊産婦等を支える地域の包括支援体制の構築



産後ケア事業について

※「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施

事業目的等

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。
(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成27年度からは、妊娠・出産包括支援事業の任意事業として実施(子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業「母子保健型」(子育て世代包括支援センター)の実施を条件))

対象者

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない産婦及びその子で、かつ、「(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者」、又は「(2) その他特に支援が必要と認められる者」(ただし、病院等への入院を要する者は除く。)

事業内容

「宿泊型(※1)」又は「デイサービス・アウトリーチ型(※2)」により、母子に対し、以下のような心身のケア等を実施。

- (1)母体ケア、乳児ケア
- (2)育児に関する指導、カウンセリング
- (3)心身のケア、育児サポート 等

※1 医療機関等において、空きベッドの活用等により心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するとともに、産婦に休養の機会を提供。(利用期間は原則7日間以内。ただし、市町村が必要と認めた場合には延長可能。)

※2 日中のサービス又は訪問型のサービスにより、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施。

※3 利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収。

実施担当者

助産師、保健師又は看護師等の担当者を必要に応じて配置。

(ただし、宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の勤務が条件)

実施場所等

- (1) 宿泊型・・・6名程度の利用者が宿泊可能で、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育室等を有する施設において実施。
- (2) デイサービス型・・・20名程度の利用者が利用可能で、事業を行うために必要な設備を有する施設において実施。

(平成26年度事業実績)

29市町村(妊娠・出産包括支援モデル事業の実施市町村数)

未熟児養育医療給付事業

- 未熟児(身体の発育が未熟のまま出生した乳児(1歳未満)であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの)に対して、医療保険の自己負担分を補助する制度(昭和33年度創設)。

事業の概要

- 目的 養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。
- 対象者 次のいずれかに該当するもので、医師が入院養育を必要と認めた未熟児
 - ・ 出生時の体重が2,000g以下のもの
 - ・ 生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの
- 給付の範囲
 - ① 診察
 - ② 薬剤又は治療材料の支給
 - ③ 医学的処置、手術及びその他の医療
 - ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の
 - ⑤ 移送
- 補助根拠 母子保健法第20条、第21条の3
- 指定医療機関 厚生労働大臣又は都道府県知事が医療機関を指定
- 実施主体 市区町村
- 補助率 1/2 (負担割合: 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)



平成22年乳幼児身体発育調査

平成23年10月27日結果公表

調査の概要

- 目的：全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて乳幼児保健指導の改善に資する
- 調査方法：厚生労働省雇用均等・児童家庭局で企画し、都道府県及び保健所を設置する市に委託
 - ①一般調査：全国の生後14日以上小学校就学前の乳幼児7,652人の生年月日、身長、体重、運動・言語機能、栄養法、母の状況等（原則として乳幼児の一斉健診による集団調査として実施した）
 - ②病院調査：全国の150の産科標榜病院で出生し、平成22年9月中にいわゆる1か月健診を受診した乳児4,774人の生年月日、身長、体重、娩出方法、栄養法、母の状況等

調査結果の概要

○乳幼児身体発育値

乳幼児の年・月齢別の体重及び身長は平成12年の調査に比べて全体的に若干減少していた。

○乳幼児の運動機能・言語機能通過率

乳幼児の運動機能・言語通過率については、平成12年の調査に比べてやや遅い傾向が認められた。

○乳幼児の栄養法について

母乳栄養の割合は、各月齢で平成12年の調査と比べて増加しており、4～5か月児での母乳栄養の割合は、平成12年は35.9%、平成22年は55.8%であった。

○妊娠中の喫煙について

妊娠中の喫煙率は、平成12年の10.0%と比較して平成22年は5.0%に減少していた。

○妊娠中の飲酒について

妊娠中の飲酒率は、平成12年の18.1%と比較して平成22年は8.7%に減少していた。

調査結果に基づく曲線例

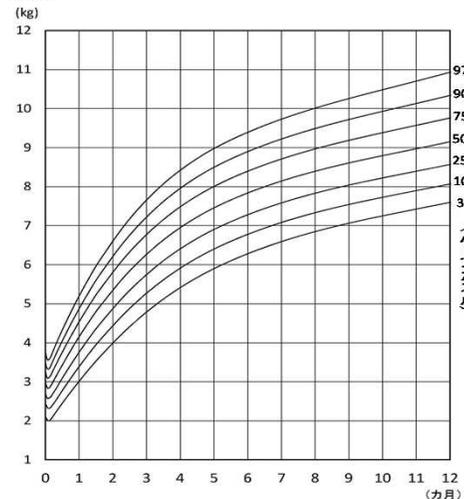
○身体発育曲線

調査結果をもとに身体発育評価のためのパーセンタイル曲線を作成

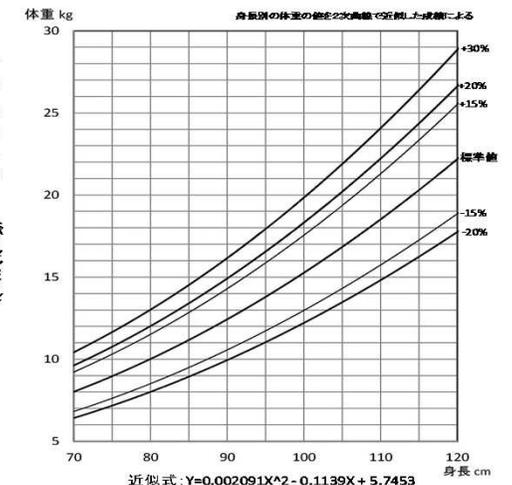
○身長体重曲線

調査結果をもとに肥満判定（やせ及び肥満の評価）のために作成

例：乳児（男子）身体発育曲線（体重）
<乳児>



例：幼児（女子）の身長体重曲線



「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画(平成13年～平成26年)・第2次計画(平成27年度～平成36年度)

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

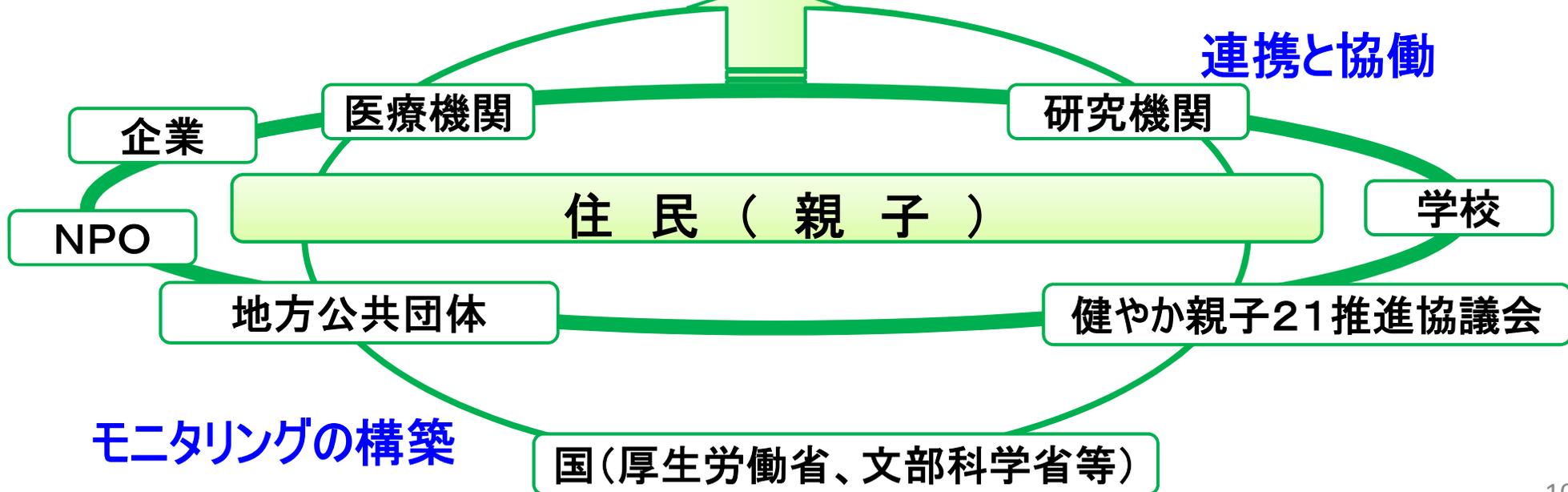
【基盤課題A】
切れ目ない妊産婦・
乳幼児への
保健対策

【基盤課題B】
学童期・思春期から
成人期に向けた
保健対策

【基盤課題C】
子どもの健やかな
成長を見守り育む
地域づくり

【重点課題①】
育てにくさを感じる
親に寄り添う支援

【重点課題②】
妊娠期からの
児童虐待防止対策



「健やか親子21」に関連する 行政計画や国民運動計画の周期

| | 次世代育成支援対策推進法に 基づく次世代育成行動計画 (都道府県・市町村・事業主) | 子ども・子育て応援プラン (エンゼルプラン) (国) | 母子保健計画 (市町村) | 健やか親子21 (国民運動) | 健康日本21 (国民運動) |
|---------------|---|----------------------------------|-----------------|-------------------|------------------|
| 平成6年 (1994年) | | | | | |
| 平成7年 (1995年) | | エンゼルプラン | | | |
| 平成8年 (1996年) | | | 計画策定 | | |
| 平成9年 (1997年) | | | | | |
| 平成10年 (1998年) | | | | | |
| 平成11年 (1999年) | | | | | 計画策定 |
| 平成12年 (2000年) | | 新エンゼルプラン | | 計画策定 | |
| 平成13年 (2001年) | | | 計画の見直し | | |
| 平成14年 (2002年) | | | | | |
| 平成15年 (2003年) | | | | | |
| 平成16年 (2004年) | 行動計画策定 ← | | 次世代育成行動計画に包括 | | |
| 平成17年 (2005年) | 行動計画の推進(前期) | 子ども・子育て応援プラン | | 第1回中間評価 | |
| 平成18年 (2006年) | | | | | 中間評価 |
| 平成19年 (2007年) | | | | | |
| 平成20年 (2008年) | | | | | |
| 平成21年 (2009年) | 行動計画の見直し | | | 第2回中間評価 | |
| 平成22年 (2010年) | 行動計画の推進(後期) | 子ども・子育てビジョン | | | |
| 平成23年 (2011年) | | | | | 最終評価 |
| 平成24年 (2012年) | | | | | 次期国民健康づくり運動プラン策定 |
| 平成25年 (2013年) | | | | 最終評価・第2次計画策定検討 | |
| 平成26年 (2014年) | | | | 第2次計画周知 | 健康日本21(第2次) |
| 平成27年 (2015年) | | | | 第2次計画開始 | |

「健やか親子21(第1次)」の最終評価について

全体の目標達成状況等の評価～74項目のうち、約8割が改善～

69指標(74項目)について、策定時の数値と直近値とを比較して評価した結果は、下表の通り。「改善した(目標を達成した)」と「改善した(目標に達していないが改善した)」を合わせて60項目(81.1%)である一方、「悪くなっている」は2項目(2.7%)であった。

| 評価区分 (策定時※の値と直近値とを比較) | | 該当項目数(割合) |
|-----------------------|------------------|-------------|
| 改善した | A 目標を達成した | 20項目(27.0%) |
| | B 目標に達していないが改善した | 40項目(54.1%) |
| | C 変わらない | 8項目(10.8%) |
| | D 悪くなっている | 2項目(2.7%) |
| | E 評価できない | 4項目(5.4%) |

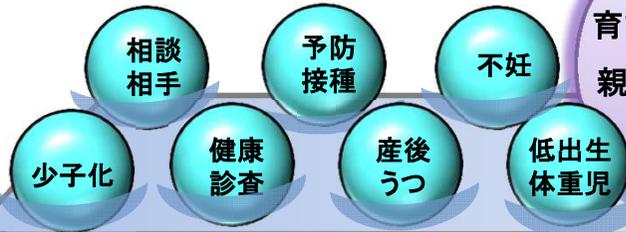
※中間評価時に設定された指標については、中間評価時の値との比較

健やか親子21(第2次)



すべての子どもが健やかに育つ社会

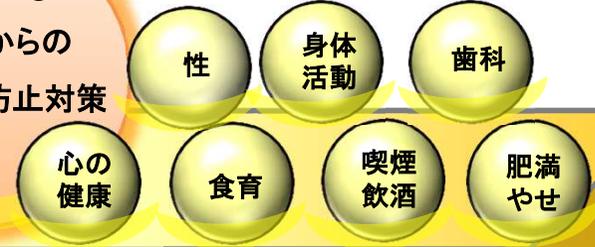
子育て・健康支援



(基盤課題A)
切れ目ない妊産婦・乳幼児への
保健対策

(重点課題①)
育てにくさを感じる
親に寄り添う支援

(重点課題②)
妊娠期からの
児童虐待防止対策



(基盤課題B)
学童期・思春期から
成人期に向けた保健対策

(基盤課題C)
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

「健やか親子21(第2次)」における課題の概要

| 課題名 | | 課題の説明 |
|-----------|-----------------------|---|
| 基盤課題 A | 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 | 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。 |
| 基盤課題 B | 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 | 児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。 |
| 基盤課題 C | 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり | 社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源(NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等)との連携や役割分担の明確化が挙げられる。 |
| 重点課題 ① | 育てにくさを感じる親に寄り添う支援 | 親子が発信する様々な育てにくさ(※)のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 (※)育てにくさとは:子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。 |
| 重点課題 ② | 妊娠期からの児童虐待防止対策 | 児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。 |

基盤課題A 目標達成に向けたイメージ図

基盤課題A: 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会

基盤課題A
の目標

安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

参考とする指標

- ・周産期死亡率
- ・新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率
- ・幼児(1~4歳)死亡率
- ・乳児のSIDS死亡率
- ・正常産児に占める低出生体重児の割合
- ・妊娠11週以下での妊娠の届出率
- ・出産後1か月月の母乳育児の割合
- ・産後1か月でEPDS9点以上の褥瘡の割合
- ・1歳までのBCG接種を終了している者の割合
- ・1歳6か月までに三種混合・麻しん・風疹の予防接種を終了している者の割合
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数
- ・災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合



健康水準の指標

- ・妊産婦死亡率
- ・全出生数中の低出生体重児の割合
- ・妊娠・出産について満足している者の割合
- ・むし歯のない3歳児の割合



健康行動の指標

- ・妊娠中の妊婦の喫煙率
- ・育児期間中の両親の喫煙率
- ・妊娠中の妊婦の飲酒率
- ・乳幼児健康診査の受診率(重点課題②再掲)
- ・小児救急電話相談(#8000)を知っている親の割合
- ・子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合
- ・仕上げ磨きをする親の割合



環境整備の指標

- ・妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(重点課題②再掲)
- ・妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合
- ・産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合
- ・ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市区町村の割合、市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合
- ・乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市区町村の割合、市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合

基盤課題B 目標達成に向けたイメージ図

基盤課題B:学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



基盤課題B
の目標

子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実

参考とする指標

- ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合
- ・スクールソーシャルワーカーの配置状況
- ・思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合
- ・家族など誰かと食事をする子どもの割合



健康水準の指標

- ・十代の自殺死亡率
- ・十代の人工妊娠中絶率
- ・十代の性感染症罹患率
- ・児童・生徒における痩身傾向児の割合
- ・児童・生徒における肥満傾向児の割合
- ・歯肉に炎症がある十代の割合



健康行動の指標

- ・十代の喫煙率
- ・十代の飲酒率
- ・朝食を欠食する子どもの割合



環境整備の指標

- ・学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合
- ・地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況

基盤課題C 目標達成に向けたイメージ図

基盤課題C: 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



基盤課題C
の目標

妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない地域づくり

参考とする指標

- ・個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差
- ・不慮の事故による死亡率
- ・事故防止対策を実施している市区町村の割合
- ・乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合
- ・父親の育児休業取得割合



健康水準の指標

- ・この地域で子育てをしたいと思う親の割合
- ・妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合



健康行動の指標

- ・マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合
- ・マタニティマークを知っている国民の割合
- ・主体的に育児に関わっていると感じている父親の割合



環境整備の指標

- ・乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合、市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合
- ・育児不安の親のグループ活動を支援している市区町村の割合
- ・母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合

重点課題① 目標達成に向けたイメージ図

重点課題①: 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

全体目標

すべての子どもが健やかに育つ社会



重点課題①
の目標

親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会の構築

参考とする指標

- ・小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合
- ・小児人口に対する児童精神科医師の割合
- ・情緒障害児短期治療施設の施設数
- ・就学前の障害児に対する通所支援の利用者数
- ・障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数



健康水準
の指標

- ・ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合
- ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合



健康行動の
指標

- ・子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合
- ・発達障害を知っている国民の割合



環境整備の
指標

- ・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合、市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県立保健所の割合

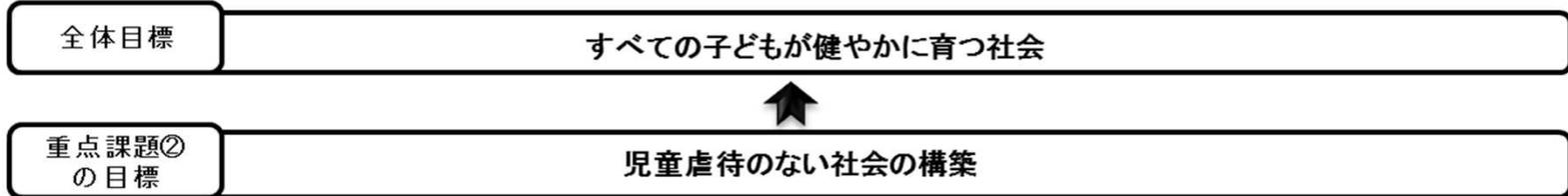
基盤課題A
切れ目ない妊産婦・
乳幼児への保健対策

基盤課題B
学童期・思春期から
成人期に向けた保健
対策

基盤課題C
子どもの健やかな
成長を見守り育む
地域づくり

重点課題② 目標達成に向けたイメージ図

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策



参考とする指標

- ・児童相談所における児童虐待相談の対応件数
- ・市町村の児童虐待相談対応件数



健康水準の指標

- ・児童虐待による死亡数
- ・子どもを虐待していると思う親の割合



健康行動の指標

- ・乳幼児健康診査の受診率(基盤課題A再掲)
- ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合
- ・乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合

基盤課題A
切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策



環境整備の指標

- ・妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(基盤課題A再掲)
- ・対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合
- ・養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合
- ・特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対してグループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をしている県型保健所の割合
- ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合
- ・関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合
- ・児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数

基盤課題C
子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

基盤課題B
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

「健やか親子21(第2次)」のスケジュール

| | H26 年度 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | ... |
|---------------|--|------------------------------------|----|----|----------|----------------|----|----|----------|--|--|-----|
| 全体 | ・現計画終了 | 平成27年度～ 健やか親子21(第2次)開始 → | | | | 平成31年度 中間評価 | | | | 平成35年度 最終評価 | 平成36年度 健やか親子21 (第2次)終了 → | |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・健やか親子21(第2次)のベースライン調査・目標設定 ・健やか親子21(第2次)周知 ・自治体担当者への研修等 ・推進体制の検討 | | | | ・中間評価の調査 | ・中間評価検討会開催 | | | ・最終評価の調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終評価検討会開催 ・健やか親子21(第3次)計画策定検討会開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・健やか21(第3次)のベースライン調査 ・次期計画周知等 | |
| 地方公共団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・最終評価 ・母子保健計画作成、周知等 | | | | ・調査協力 | ・中間評価・計画修正等 | | | ・調査協力 | ・最終評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・健やか親子21(第3次)作成、周知等 | |
| 関係団体等 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組の最終評価 ・健やか親子21(第2次)計画作成 | | | | ・調査協力 | ・中間評価・計画修正等 | | | ・調査協力 | ・最終評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・健やか親子21(第3次)作成 | |